

九十九里町立統合小学校校舎建設・九十九里中学校校舎改築工事設計業務委託

プロポーザル参加意向申出書に係る質問回答書

令和6年5月13日

No.	質問事項	回答
1	「審査・評価要領」P2、5 第一次審査-（４）-（イ）配置予定技術者の評価 -③手持業務に関して質問です。手持業務として計上するのは、設計業務に限るものとし、監理業務は除くものとして考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	管理技術者と意匠主任技術者は「一級建築士（常時３か月以上の雇用関係にある者に限る）の資格を有する」とあり、提出書類に雇用関係を確認できる書類の写し（社会保険の健康保険証又は雇用保険証等）とありますが、管理技術者に配置予定の者が大学兼務のため、弊社の労働者名簿・雇用保険証はありません。建築士法 23 条の 2 五号により県知事（指定事務所登録機関）へ提出している所属建築士名簿により、一級建築士として所属していることを確認できるので、技術者として配置させて頂いてよろしいでしょうか。	建築士法第23条の2第5号の規定に基づき都道府県知事へ提出する所属建築士名簿だけでは、雇用関係が確認できないため、配置予定技術者の要件を満たしておりません。
3	計画敷地について、測量図cadデータ、高低測量図、既存建物配置cadデータなどあればご提供頂く事は可能でしょうか。 また、既設校舎の一部先行解体を検討するため、既設校舎の諸室配置の分かる資料など、貸与・閲覧可能な資料があればご教授ください。	測量図cadデータ等はありません。 追加資料として公立学校施設台帳を、町ホームページに掲載します。
4	計画敷地や既存の屋内運動場、また現在の各小学校などを見学する事が可能であれば幸いです。現地見学の機会を設ける予定はございますでしょうか。 あるいは自由に現地を敷地周辺から視察させていただく場合、事前連絡等で許可を得た方が宜しいでしょうか。	技術提案依頼事業者を対象に計画敷地(現九十九里中学校)内の現地見学会を、令和6年5月27日に実施予定です。技術提案書提出依頼時に、詳細をお知らせします。 なお、各小学校の現地見学会は実施しません。
5	駐輪場の台数（職員等用および生徒用）は、想定がございませうでしょうか。	駐輪場への駐輪台数は、現時点で生徒用として200台分程度を想定しております。
6	選定審査会委員の内訳は公表されていませうでしょうか。	公表しておりません。
7	構造・機械・電気の各主任技術者は、協力事務所から選任し記載しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	3 参加資格要件（３）に規定する業務実績は、公立、私立を問わず、延床面積の規定もないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	3 参加資格要件（３）に規定する業務実績は、私立高校への中学校校舎増築も、対象となると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	業務の実績を確認できる書類（業務名、発注者、業務内容、履行期限、延べ面積など主要事項が記載されているもの）の写しとは、契約書の写しとし、契約書に延べ面積や建物概要について記載がない場合は、設計図書の抜粋を添える形で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、別記第4号、第6号及び第7号様式の業務実績の各記載項目を確認できれば、契約書の写し以外の書類でも可とします。

No.	質問事項	回答
11	別記第5号様式のうち、「担当する業務内容」欄について記載すべき内容は、特記仕様書第2章業務内容に記載の内容と考えて宜しいでしょうか。その他記載すべき事項があればご教示ください。	お見込みのとおりです。
12	令和6年度、令和7年度、令和8年度の各年度で、完了させるべき業務内容があれば、ご教示ください。	特記仕様書記載のとおりです。
13	管理技術者及び総合(意匠)担当主任技術者の条件として、実施要項P2、4業務実施上の参加条件(3)に平成21年4月1日以降に携わった業務実績とありますが、6号及び7号様式には平成26年4月以降の業務実績とあります。実施要項の記載を平成26年4月1日以降と読み替えますか、あるいは様式の記載を平成21年4月以降に書き換えますか。	実施要領P2に記載のある「平成21年4月1日以降」を正としますので、別記第6号及び7号様式の「平成26年4月1日以降」を「平成21年4月1日以降」と読み替えてください。 なお、町ホームページ掲載の添付ファイルを訂正・更新します。
14	参加者の資格要件として、実施要項P1、3参加資格要件(3)に平成21年4月1日以降の履行実績とありますが、こちらはこのままでよいですか。あるいは平成26年4月1日以降と読み替えますか。	「平成21年4月1日以降」を正とします。
15	6号及び7号様式について、業務概要の工事種別に「増築」がありません。実績が「増築」に該当する場合は、「新築」の記載を「増築」に書き換えてよいですか。	別記様式第6号及び7号様式について、「増築」欄を追加した様式に訂正し、町ホームページを更新します。。
16	提出書類は1部ずつクリップ留めとしますか。 あるいは1部ずつA4紙ファイルに綴じますか。 また、⑧、⑨は3部（正本1部、副本2部）全てに添付しますか。	提出書類は、1部ずつクリップ留めやホチキス留めなど簡易的な方法で整理して提出してください。 また、実施要領P4記載の（1）提出書類⑧及び⑨は、それぞれ正・副本全てに添付し提出してください。
17	事業者の業務実績と管理技術者及び総合(意匠)担当主任技術者の業務実績が同じ場合、提出書類⑧イと⑨ウは兼ねてよいですか。	事業者と管理技術者及び総合(意匠)担当技術者の業務実績が同じ場合であっても、それぞれに添付し提出してください。
18	参加意向申出書の副本2部にも添付書類（一級建築士事務所の写しや、契約書類関係の写し等）は必要でしょうか。 また、まとめ方はクリップ留めとしてよろしいでしょうか。	上記No.16を参照してください。
19	第2号様式の1公表年月日に記載する日付は何でしょうか。	公募開始の日である「令和6年4月24日」としてください。
20	技術提案書作成にあたり、計画敷地の配置図（測量図）並びに九十九里中学校校舎及び屋内運動場の設計図面をご提供いただけますでしょうか。	上記No.3を参照してください。 事務局（教育委員会事務局学校再編係）窓口にて、建設当初設計図面等の閲覧のみ可能です。
21	技術提案書を作成するにあたり、九十九里中学校の敷地及び校舎内を見学する機会を頂けるのでしょうか。	上記No.4を参照してください。

No.	質問事項	回答
22	技術提案書を作成するにあたり、九十九里中学校の給水・排水・ガス・電気引き込み等のインフラ関係の資料をご提供いただけますでしょうか。	事務局（教育委員会事務局学校再編係）窓口にて、建設当初設計図面等の閲覧のみ可能です。 上水：北側角地にメーターあり 下水：特別教室棟と屋内運動場間に単独浄化槽あり 北側角地に排水槽あり ガス：特別教室棟北側に都市ガスメーターあり 電気：北側角地に受電設備あり
23	施設整備の考え方に「既設のプール、部室及び倉庫が障害となる場合には、先行して全部を解体すること。」とありますが、解体した場合、プールは再整備することになるのでしょうか。また、再整備する部室及び倉庫の規模はどの程度を想定していますでしょうか。	プールについて、解体した場合は再整備を想定しておりません。 また、部室及び倉庫については、現段階では同規模での再整備を想定しております。 ただし、設計段階の協議で変更となる可能性があります。
24	学校再編計画 p 22 既存中学校施設の概要より、⑩倉庫は防災備蓄倉庫等ではなく、体育倉庫と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	学校再編計画 p 22 既存中学校施設の概要では、⑪駐輪場の構造規模の記載がありませんが、学校再編計画 p 20 敷地内・外環境④駐輪場写真より、部室及び倉庫同様に「障害となる場合には、先行して全部を解体する」と考えてよろしいでしょうか。また、再整備する駐輪場の台数をご教示ください。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、上記No.5を参照してください。
26	学校再編計画 p 24、25の小学校及び中学校の必要校舎面積算出にて、“多目的室及び少人数授業用教室を設ける学校”を採用されていますが、少人数授業用教室は5-6諸室の想定に記載がありません。設ける場合には小学校及び中学校のそれぞれの教室数をご教示ください。	少人数授業用教室については、現時点では不要と想定しておりますが、設計段階の協議で変更となる可能性があります。
27	図書室、多目的教室、ホールについて、必要面積や同時使用する学級数及び人数等をご教示ください。	現時点で見込んでおりません。 設計者の提案としてください。
28	職員数について、小学校、中学校、担任、副担任、その他、非常勤などの人数をご教示ください。	現時点で、令和12年度の小学校職員数を35名程度、中学校職員数を約35名程度で見込んでおります。
29	審査・評価要領の（イ）配置予定技術者の評価において、総合（意匠）主任技術者の評価について、構造又は設備一級建築士のほうが一級建築士より評価が高いのは、総合(意匠)よりも構造及び設備設計の主任技術者を重視しているということでしょうか。	審査・評価に関する質問は受け付けておりません。
30	敷地図及び既存体育館のCAD または別データ(台帳PDF 等)を貸与いただくことは可能でしょうか。	上記No.3を参照してください。
31	実施要領において、現地見学が示されていませんが、敷地外から随時見学させていただくことは可能でしょうか。	上記No.4を参照してください。
32	九十九里町学校再編計画 5-4 施設整備の考え方において、既存プールは解体可能とありますが、その後プールについての記述がありません。現段階では敷地内に同規模で再整備すると考えてよろしいでしょうか。	上記No.23を参照してください。

No.	質問事項	回答
33	実施要領 3-(3) 増築工事が実績としてあげられていますので、(別記第6号様式)管理技術者経歴書、(別記第7号様式)主任技術者の経歴書の業務概要へ増築の項目を追記させていただいてもよろしいでしょうか。	上記No.15を参照してください。
34	実施要項 7-(1)-⑧イ、7-(1)-⑨ウ 事業者の業務実績と管理技術者及び各主任技術者の業務実績が同一業務の場合、添付する業務実績資料は事業者の業務実績資料のみとさせていただいてもよろしいでしょうか。	上記No.17を参照してください。
35	実施要項 7-(1)-⑨、(別記第7号様式) 管理技術者・総合(意匠)主任技術者に加え、構造、電気設備、機械設備の各主任技術者も同様に資格証及び保険証の写し、業務実績資料を添付すると考えてよろしいでしょうか。	構造、電気設備及び機械設備担当主任技術者については、雇用関係を確認できる書類は添付不要です。
36	実施要項1ページ【3】(3)、【4】(3)の実績について、義務教育学校として、中学校敷地の一部に小学校を移転改築した実績は、改築工事と捉えて記載してよいでしょうか。	お見込みのとおりです
37	実施要領2ページ【4】(3)について、管理技術者及び統合(意匠)担当主任技術者は…として実績について記載がありますが、構造、電気設備、機械設備の主任技術者については、これらの実績の有無は問わないということでしょうか。	構造、電気設備及び機械設備担当主任技術者については、業務実績の有無を業務実施上の参加条件としておりません。 ただし、審査・評価要領別表1に記載のあるとおり審査・評価の対象となります。
38	実施要領4ページ【7】(1)⑨について、管理技術者、総合(意匠)技術者の資格、実績等の確認書類の提出について記載がありますが、この書類は、別記第6号、7号に添付する資格・実績などの確認書類とは別で添付するということでしょうか。	資格及び業務実績の確認書類については、別記第6号及び第7号様式へのみ添付してください。
39	実施要領4ページ【7】(1)⑨について、管理技術者、総合(意匠)技術者の実績に同じものがある場合、添付する書類は一部としてよろしいでしょうか。	上記No.17を参照してください。
40	実施要領4ページ【7】(1)⑨、別記第6号、第7号様式について、業務実績を確認する資料として、当該建物が掲載された雑誌・書籍等のコピーを添付することは可能でしょうか	上記No.10を参照してください。
41	別記第6号、7号様式【⑤平成26年4月以降の業務実績】について、 欄外の備考部分に、「⑤は実施要領「4業務実施上の参加条件(3)」に記された要件を満たす業務実績を記載すること。…」とあり、そちらを確認すると【平成21年(2009年)4月1日以降…】との記載がありますが、平成21年と平成26年のどちらを正と考えればよろしいでしょうか。	上記No.13を参照してください。
42	別記第6号、7号様式⑤について、工事種別の選択欄に、増築がありませんが、該当する場合は追加で項目を作成するとしてよろしいでしょうか。	上記No.15を参照してください。

No.	質問事項	回答
43	別記第7号様式について、備考欄に、「⑤は実施要領「4 業務実施上の参加条件（3）」に記された要件を満たす業務実績を記載すること。」とありますが、【4】(3)は管理技術者と総合（意匠）担当主任技術者についての記載になっています。構造、電気設備、機械設備の主任技術者については、これらに該当する実績ではなくても記載できると考えてよろしいでしょうか。	上記No.37の理由から、構造、電気設備及び機械設備担当主任技術者についても、平成21年（2009年）4月1日以降に学校教育法（昭和22年3月29日法律第26号）第1条に定める学校のうち、小学校又は中学校もしくは義務教育学校の校舎に係る新築工事、改築工事、増築工事、大規模改造工事及び長寿命化改修工事のいずれかに関わる基本設計業務又は実施設計業務に携わった業務実績を記載して提出してください。
44	別記第6号、7号様式について、備考欄に、「④に記載した保有資格について、当該資格を保有していることを証明する書類を添付すること。」「なお、業務の実績を確認できる書類の写しを添付すること。」とありますが、こちらは実施要領4ページ【7】(1)⑨に記載のある管理技術者、総合（意匠）担当主任技術者の資格・実績についての添付書類とは別で、管理技術者、総合（意匠）担当主任技術者の他、構造、電気設備、機械設備担当主任技術者についても各様式に資格・実績の確認書類の添付が必要ということでしょうか。	管理技術者と総合（意匠）担当主任技術者の確認書類については、上記No.38のとおりです。 また、構造、電気設備及び機械設備担当主任技術者についても、資格及び業務実績の確認書類を別記第7号様式に添付して提出してください。
45	提出書類について、実施要領4ページ【7】(1)の①～⑨の順番通りにまとめて提出するとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	提出書類について、閉じ方は正1部、副2部の計3部をそれぞれホチキス留めとして問題ないでしょうか。	上記No.16を参照してください。
47	公募型プロポーザル審査・評価要領の5 第一次審査(プロポーザル参加意向申出書等の審査)(4) (イ) 配置予定技術者の評価の①資格【別記第5号様式】表中の電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者の評価する技術者資格等欄にあります建築整備士は建築設備士と読み替えて宜しいですか。ご教示願います。	「建築整備士」は記載の誤りで、「建築設備士」と読み替えてください。 なお、町ホームページ掲載の添付ファイルを訂正・更新します。
48	公募型プロポーザル実施要領4（3）内に平成21年（2009年）4月1日以降の実績があるものと記載されておりますが、別記第6号様式並びに別記7号様式の⑤には平成26年4月以降の業務実績と記載されております。どちらを正とすれば宜しいですか。ご教示願います。	上記No.13を参照してください。